

くにさきサテライトオフィス スポークネット 募集要領

令和 7 年 4 月 1 日

国東市観光・地域産業創造課

1. 目的

当市は、IT 関連企業等を誘致し、地域経済の振興及び雇用創出を図ることを目的に、「くにさきサテライトオフィス スポークネット」（以下「サテライトオフィス」）を整備しました。この要領は、サテライトオフィスを使用する事業者の募集に関する事項をまとめたものです。

2. サテライトオフィス概要

(1) 住所

国東市国東町小原 2662 番地 1(国東市サイクリングターミナル 2 階部分)

(2) 施設概要

- ・事務室 4 部屋 ・コワーキングスペース 1 部屋
- ・共用スペース：会議室、談話室、給湯室、シャワー室、ロビー、トイレ



※備品（机、椅子等）はイメージです。事務室に備品はありません。

（３）募集する部屋の面積及び金額

	事務室 1	事務室 2	事務室 3	事務室 4	コワーキング スペース
面積	約 50 ㎡			約 18 ㎡	約 39 ㎡
金額 (月額)	40,000 円	契約中	契約中	14,000 円	10,000 円 (1 事業者につき)

- ・入居者は、共用スペースを無料で利用できます。
- ・入居者用のフリーWi-Fi（高速光回線、1Gbps）も整備しています。
- ・事務室の電気料は、各使用者の負担となります。
- ・事務室は、個別の通信回線を引くこともできます。その場合の初期費用や通信費等は、各使用者の負担となります。

（４）所在地の特徴

サテライトオフィスは、国東市の中央部に位置し、国道に面した「道の駅くにさき」内のサイクリングターミナルの 2 階にあります。利便性は非常に高く、空港や市役所、コンビニ等へのアクセスも容易です。

【主要施設等へのアクセス】

- ・大分空港 : 約 8km（車で約 10 分）
- ・大分空港道路入口 : 約 12km（車で約 15 分）
- ・国東市役所 : 約 2km（車で約 3 分）
- ・JR 杵築駅 : 約 30km（車で約 35 分）
- ・最寄りのコンビニ : 約 750m（車で約 2 分）



3. 応募者の資格要件

（１）事務室

応募に当たっては、以下の項目を全て満たすことを要件とします。

- ①国東市外に本社がある法人であり、通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能な事業所を開設すること
- ②常勤の使用者が、事務室 1 は原則 4 名以上、事務室 2、事務室 3 及び事務室 4 は原則 2 名以上であること

(2) コワーキングスペース

国東市内外にかかわらず、通信回線の活用により業務を行う法人または個人事業主であること

(3) 使用の対象外

以下の項目のいずれかに該当する者は、使用の対象外とします。

- ①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく届出を要する事業を営む者
- ③宗教活動・政治活動を行う者
- ④その他市長が適当でないと認める者

4. 使用申請

(1) 申請書類の提出

サテライトオフィスの使用を申請する場合は、以下の書類を添えて担当窓口に提出してください。

- ①行政財産使用許可申請書（国東市公有財産規則様式第 26 号）
- ②業務計画書（要綱様式第 1 号）
- ③使用者名簿（要綱様式第 2 号）
- ④誓約書（要綱様式第 3 号）
- ⑤会社概要が分かる資料（パンフレット等）
- ⑥（法人の場合）定款及び登記事項証明書
- ⑦（個人の場合）住民票もしくは戸籍附表の写し
- ⑧決算書（最新年度）

(2) 許可書の交付

国東市は、提出された申請書を審査し、サテライトオフィスの使用を許可する場合、申請事業者に対して、行政財産使用許可書（規則様式第 28 号）を交付します。

5. 行為の制限

サテライトオフィスでは以下の行為を行ってはいけません。これに違反した者には、行為の中止又は退去を命じることがあります。

- ①公序良俗に反する行為
- ②故意に施設、設備、備品等を破損、汚損、滅失する行為
- ③使用者名簿に記載されていない者がカードキーを使う等、サテライトオフィスを使用する権利の全部又は一部を譲渡、又は転貸する行為
- ④他の使用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- ⑤指定場所以外で喫煙する行為
- ⑥サテライトオフィス内に犬や猫等のペット、動物を入れる行為
- ⑦その他、サテライトオフィスの管理上支障があると認められる行為

6. 使用許可の取り消し

以下の項目のいずれかに該当するときは、サテライトオフィスの使用許可を取り消します。なお、使用許可の取り消しを受けた者に損害が生じてても、国東市はこれを賠償しないものとします。

- ①納付期限後 3 ヶ月以上経過してなお、使用料の納付がないとき
- ②偽りその他不正な手段により使用許可を得たとき
- ③上記「4. 行為の制限」の規定に反するなど、使用に関する条件や「国東市サテライトオフィス設置及び管理要綱」の規定等に反したとき

7. 損害賠償及び免責

(1) 使用者について

故意又は過失によって、サテライトオフィスの施設、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。また、サテライトオフィスの使用に関する条件に違反して国東市に損害を与えたときも同様に、その損害を賠償しなければなりません。

ただし、過失による場合であっても、市長が特別の理由があると認めるときは、その賠償の責任を免除できることがあります。

(2) 国東市について

国東市は、国東市の故意又は重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による使用者の損害について、その責任を負わないものとします。

8. 使用期間

サテライトオフィスの使用期間は 1 年以内です。継続してサテライトオフィスの使用を

希望する者は、期間満了の 1 ヶ月前までに、行政財産使用期間延長（更新）許可申請書（規則様式第 30 号）を提出して下さい。

9. 使用の完了

サテライトオフィスの使用を完了する場合は、完了する日の 1 ヶ月前までに、国東市サテライトオフィス使用完了届（要綱様式）を提出して下さい。なお、使用完了時には、事務室等を通常の利用に伴い生じた損耗を除き、原状に回復しなければなりません。

10. 問合せ先・申請書類の提出先

〒873-0503 国東市国東町鶴川 149

国東市役所 観光・地域産業創造課 産業創出係

TEL：0978-72-5183

FAX：0978-72-5182

e-mail: sosei@city.kunisaki.lg.jp